特別徴収税額通知受取方法変更申込書

令和 ＿＿年＿＿月＿＿日 提出 （宛先）　松山市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　　―		特別徴収義務者指定番号	
		名称（氏名）		担当者連絡先	係	
		代表者職氏名			氏名	
		法人番号			電話	―　　―

事　　項	変更前（旧）　※変更項目のみ記入してください。			変更後（新）　※変更項目のみ記入してください。		
受取方法	特別徴収義務者用（会社用）	□ 電子データ（eLTAX）	□ 書面	特別徴収義務者用（会社用）	□ 電子データ（eLTAX）	□ 書面
	納税義務者用（従業員等本人用）	□ 電子データ（eLTAX）	□ 書面	納税義務者用（従業員等本人用）	□ 電子データ（eLTAX）	□ 書面
（フリガナ） 通知先e-Mail						
eLTAX 利用者ID						

【注意事項】

1　届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。

2　「電子データ」を選択した場合は、電子署名を付与した特別徴収税額通知データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。また、「書面」を選択した場合は、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。

3　新たに「電子データ」で受取を希望する場合は、「通知先e-Mail」にメールアドレスを必ず記入してください。

4　納税義務者用の通知の受け取り方法は会社ごとに設定します。特定の従業員等のみ受取方法を別にすることはできません。

5　納税義務者用の受取方法を「電子データ」で希望する場合は、「受給者番号」の設定が必要です。給与支払報告書等で受給者番号の確認ができない場合は、「書面」での通知となります。

6　eLTAX利用者IDは、顧問税理士が変更になった場合等も、今まで使用していたものを引き継いでご利用ください。やむを得ない理由等で利用者IDを変更された場合は、新しい利用者IDを記入してください。

7　既に発送済みの特別徴収税額通知書は、受取方法を変更して再送付することはできません。

【提出先】
〒790－8571
松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所　理財部　市民税課

特別徴収税額通知受取方法変更申込書

（ 記入例 ）

令和 ●年●月●日 提出 （宛先） 松山市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒 791 — 80●● 愛媛県松山市山越●丁目●番●号	特別徴収義務者指定番号	●●●●●
		名称（氏名）	株式会社 ●●	担当者連絡先 係	経理担当
		代表者職氏名	松山 花子	氏名	松山 太郎
		法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	電話	089 — 948 — ●●●●

事項	変更前（旧）※変更項目のみ記入してください。		変更後（新）※変更項目のみ記入してください。	
受取方法	特別徴収義務者用（会社用）	☐ 電子データ（eLTAX） ☑ 書面	特別徴収義務者用（会社用）	☑ 電子データ（eLTAX） ☐ 書面
	納税義務者用（従業員等本人用）	☐ 電子データ（eLTAX） ☑ 書面	納税義務者用（従業員等本人用）	☑ 電子データ（eLTAX） ☐ 書面
（フリガナ）通知先e-Mail	エムエーティーエスユーアットマーク****ドットジェーピー Matsu@****.jp		エムエーティーエスユーワイエーエムエーアットマーク****ドットジェーピー Matsuyama@****.jp	
eLTAX利用者ID	aaa11111111		mat22222222	

【注意事項】

1 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
2 「電子データ」を選択した場合は、電子署名を付与した特別徴収税額通知データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。また、「書面」を選択した場合は、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。
3 新たに「電子データ」で受取を希望する場合は、「通知先e-Mail」にメールアドレスを必ず記入してください。
4 納税義務者用の通知の受け取り方法は会社ごとに設定します。特定の従業員等のみ受取方法を別にすることはできません。
5 納税義務者用の受取方法を「電子データ」で希望する場合は、「受給者番号」の設定が必要です。給与支払報告書等で受給者番号の確認ができない場合は、「書面」での通知となります。
6 eLTAX利用者IDは、顧問税理士が変更になった場合等も、今まで使用していたものを引き継いでご利用ください。やむを得ない理由等で利用者IDを変更された場合は、新しい利用者IDを記入してください。
7 既に発送済みの特別徴収税額通知書は、受取方法を変更して再送付することはできません。

【提出先】
〒790－8571
松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所 理財部 市民税課